

野田市告示第 1 6 9 号

財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例第 4 条の規定により、普通財産を無償で貸し付けるため、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例施行規則第 4 条の規定により、貸し付ける相手方の住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、貸し付ける普通財産の内容並びに貸付けの期間を次のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 5 日

野田市長 鈴木 有

普通財産の無償貸付けについて

相手方	普通財産の内容		期間	用途
	所在地	地積		
野田市大殿井 327-7 大殿井自治会 会長 深津 三男	野田市大殿井字中坪 314 番 6 及び 11	255. 51 m ²	令和 6 年 6 月 30 日から令和 36 年 6 月 29 日	自治会館敷地